

らない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(5) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

三の二 指定自立訓練（機能訓練）の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第二号チの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第10の8の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）事業所等の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項第一号の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第10の8の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

五年法律第百十号）（以下「医療観察法」という。）第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設（以下「刑事施設」という。）若しくは少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院（以下「少年院」という。）を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(5) 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条に規定する保護観察所（以下「保護観察所」という。）、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下「更生保護施設」という。）、医療観察法第二条第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）その他関係機関との協力体制が整えられていること。

（新設）

(2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を指定自立訓練（機能訓練）事業所に配置すること又は指定医療機関その他の関係機関から当該資格を有する者を当該指定自立訓練（機能訓練）事業所に訪問することにより、介護給付費等単位数表第10の8の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ・ロ（略）

ハ 介護給付費等単位数表第11の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

(1) （略）

(2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第11の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) （略）

二 介護給付費等単位数表第11の5の11の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であること。

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ・ロ（略）

ハ 介護給付費等単位数表第11の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

(1) （略）

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第11の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) （略）

（新設）

- ヘ) ホ) (略)
- 介護給付費等単位数表第11の12の障害福祉サービスの体験利用支
援加算の注4の加算を算定すべき自立訓練(生活訓練)を行う指定
障害者支援施設等の施設基準
第二号チの規定を準用する。
- ト) 介護給付費等単位数表第11の12の2の社会生活支援特別加算を算定
すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等の施設基準
- (1) 指定障害福祉サービス基準第百六十六条の規定により指定自立
訓練(生活訓練)事業所等に置くべき生活支援員又は地域移行支
援員に加え、介護給付費等単位数表第11の12の2の注に規定する
別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必
要な数の生活支援員を配置することが可能であること。
- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者
を指定自立訓練(生活訓練)事業所に配置すること又は指定医療
機関その他の関係機関から当該資格を有する者を当該指定自立訓
練(生活訓練)事業所に訪問させることにより、介護給付費等単
位数表第11の12の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者
に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整
えられていること。
- (3) 指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者に対し、医療観察法

二) (略)
(新設)

第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられてること。

五 指定就労移行支援の施設基準

(削る)

イ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(1)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所の施設基準

前号ホの(1)に規定する基準を満たしていること。

ロ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(II)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所の施設基準

前号ホの(2)に規定する基準を満たしていること。

ハ 介護給付費等単位数表第12の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労移行支援を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第二号チの規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第12の15の4の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準

第三号の二口の規定を準用する。

五の二 指定就労継続支援A型の施設基準
イ 介護給付費等単位数表第13の1のイの就労継続支援A型サービス費(1)を算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉

五 指定就労移行支援の施設基準

介護給付費等単位数表第12の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所等の施設基準

イ 精神障害者退院支援施設加算(1)を算定すべき場合の施設基準

前号二の(1)に規定する基準を満たしていること。

ロ 精神障害者退院支援施設加算(II)を算定すべき場合の施設基準

前号二の(2)に規定する基準を満たしていること。

(新設)

(新設)

五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第13の1のイの就労継続支援A型サービス費(1)を算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サ

サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第13の14の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援A型を行う指定障害者支援施設の施設基準

第二号チの規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第13の14の3の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

第三号の二ロの規定を準用する。

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ (略)

ロ 介護給付費等単位数表第14の13の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の13の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援B型を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第二号チの規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第14の16の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

第三号の二ロの規定を準用する。

七 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百

一サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

(新設)

(新設)

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ (略)

ロ 介護給付費等単位数表第14の14の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の14の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

(新設)

(新設)

七 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百